

三鷹市地域防災計画主な修正内容について

1 関係法令・計画等との整合及び最新知見等の反映

災害対策関連法令の改正、上位計画となる国・東京都の最新の防災計画等との整合を図った。また、今回の改定にあたっては、近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症対策、関連計画である「三鷹市防災都市づくり方針」の内容を踏まえた改定とした。

2 計画の構成

これまでの「震災編」及び「風水害編」の2編構成を改め、新たに「富士山等噴火降灰対策編」及び「大規模事故対策編」の2編を追加し、全4編構成とした。

また、震災編の第2部「施策ごとの具体的計画」では、現時点での到達状況や課題を明らかにした上で、今後の対策の方向性や目標、具体的な取組（予防対策、応急対策、復旧対策）を記載することとした。

●計画の構成

【震災編】		
第1部	総則	※大きな変更なし（時点修正）
第2部	施策ごとの具体計画 (予防・応急・復旧計画)	第1章 市民と地域の防災力向上 第2章 安全な都市づくりの実現 第3章 交通・ライフライン等の安全確保 第4章 市、防災関係機関等の災害活動態勢強化 第5章 情報連絡・提供体制の充実 第6章 医療救護・保健等対策 第7章 帰宅困難者対策 第8章 避難対策 第9章 要配慮者等への支援 第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第11章 放射性物質対策 第12章 市民の生活早期再建
第3部	災害復興計画	※大きな変更なし（時点修正）
【風水害編】		
第1部	総則	※大きな変更なし（時点修正）
第2部	災害予防計画	第1章 水害予防対策 第2章 土砂災害対策 第3章 都市施設対策 第4章 地域防災力の向上 第5章 防災運動の推進 第6章 活動拠点の基本方針 (※第7章は震災編を準用する。)
第3部	災害応急対策計画	第1章 水害活動態勢 第2章 情報の収集・伝達 第3章 水防対策 第4章 警備体制・交通規制 第5章 避難態勢 (※第6～8章は、震災編を準用する。)
第4部	雪害対策	※大きな変更なし（時点修正）
【富士山等噴火降灰対策編】※新設		
【大規模事故対策編】※新設		

※震災編については付編及び別冊資料あり、風水害編については巻末資料あり。

3 主な修正内容

(1) 防災NPO組織について 【震災編―第2部第1章】

市民の防災意識の向上や地域の防災活動の担い手の育成、地域防災活動団体の活動の充実・強化を図るため、防災意識の普及啓発活動、各地域防災活動団体の支援やネットワーク化など、地域防災活動や共助の取組みを支援し、コーディネートする役割を担う防災NPO組織の設立に向けて取り組むこととした。

(2) 教職員の災害発生時の活動態勢について 【震災編―第2部第4章、第8章】

市立学校の教職員については、これまで東京都の基準に応じた非常態勢であったが、市職員に準じた参集基準に改める。参集後については、避難所運営業務に従事することとし、避難者対策の強化を図ることとした。

●閉庁（閉校）時の参集基準

態勢名	三鷹市の震度	参集目標人員
震災非常参集態勢	震度5弱	全職員の50%以上
震災特別非常参集態勢	震度5強以上	全職員

(3) 新型コロナウイルス等の感染症対策について 【震災編―第4章、6章、8章、12章】

避難所における感染症対策を中心に必要な物資の確保や運営方法の見直しを行うなど災害対応において実施する各種会議や物資拠点など人の密集が想定される場において、三密を回避するなど感染症対策を徹底する。また、罹災証明書発行における電子申請の有効活用に向けた検討を進めることを記載する。

(4) 防災拠点の機能分担と強化 【震災編―第2部第4章、第10章】

各防災拠点については、施設自体の耐震性の向上だけではなく、災害時に必要な業務が実施できるだけの機能を有することが求められることから、非常用電源の確保やエネルギー源の分散化、情報通信のインフラ環境の整備など各拠点において実施し、必要不可欠な行政機能、情報通信機能、情報サービス等を確保するため、拠点ごとの機能やその整備手法等について「新都市再生ビジョン（仮称）」において整理し、必要な整備を計画的に進めることについて計画に明記した。

また、女性・障がい者等に対するプライバシーへの配慮に即する資材など備蓄物資の拡充を進め防災拠点としての機能強化を図る。

(5) 福祉避難所の位置付けについて 【震災編―第2部第8章、第9章】

福祉避難所について、既計画の「二次避難所」の呼称をやめて、「福祉避難所」とする。なお、福祉施設との協定締結を進める中で、施設利用者の受入れを中心として、発災当初より開設される「福祉避難所」と一般避難所からの移動等により二次的に開設される「福祉避難所」もあることから、考え方を整理の上記載するとともに、防災マップ上の表記については、区別できるようにする。

(6) 指定避難所におけるテント泊について 【震災編―第2部第8章】

小中学校の校庭は、発災当初は一時避難場所として使用することになっているが、一定の

時間経過後は、おやじの会が実施している防災キャンプでの実績等も考慮し、テント泊スペースとしての使用について検討し、避難所スペースの不足を補うことについて記載。

(7) 要配慮者支援対策の強化 【震災編―第2部第9章】

避難行動要支援者名簿について、既に作成している内容を基本にしながら、特別な配慮が必要な人を把握するために要介護度や支援の必要性などの詳細情報の登録を行うとともに、市内の情報連携により適切に作成・更新できる体制を検討する。また、名簿情報の提供先となる避難支援等関係者の拡充のため、地域包括支援センターを追加する。

(8) 要配慮者利用施設の掲載 【風水害編―第2部第1章、第2章】

水防法及び土砂災害防止法の規定に基づき、洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設について、地域防災計画に定める。当該施設において避難確保計画及び避難訓練の実施が義務付けられることから、周知及び支援を行うことを記載する。

●区域内の要配慮者利用施設

区域名称	施設数	所在地区
洪水浸水想定区域	20 施設	大沢、新川
土砂災害警戒区域	2 施設	大沢のみ

(9) 更なる都市型水害対策の推進 【風水害編―第2部第1章、第3部第2章】

減災モデル事業として実施している野川に対する市独自の水位計及び監視カメラの設置及び傾斜感知センサーの設置により、大沢地区の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の監視態勢の強化を図るとともに、市民への情報提供の多様化を図ることで避難行動支援の強化を図る。

(10) 避難態勢の強化 【風水害編―第3部第1章、第2章、第5章】

市職員の水害活動態勢の強化を図るため、情報連絡体制から直接、災害対策本部となる体制についても記載することとし、特に情報発信担当の一本化や市HPの災害時モードへの迅速な切り替え等も視野に入れ、広報専従職員を配置する。また、令和元年東日本台風の際に実施した自主避難所の開設・運営についても計画上に明記することとした。

4 新たに追加した編について

(1) 富士山等噴火降灰対策編

国が発する火山（降灰等）に関する情報の収集・伝達に努めるとともに、必要となる宅地の降灰対策や火山灰の収集及び運搬について定めることとした。

●想定する噴火の規模と被害の概要

噴火の規模等	規模	宝永噴火と同程度
	継続期間	16 日間
	時期	(1) 梅雨期 (2) その他の時期
被害の原因	降灰	

被害の範囲	都内全域	
被害の程度	三鷹市 2～10 c m程度	
被害の概要	降灰によるもの	健康被害、建物被害、交通・ライフライン、農林水産業、商工業、観光業への影響
	降灰後の降雨等に伴うもの	洪水、泥流、土石流に伴う人的・物的被害

(2) 大規模事故対策編

鉄道、道路・橋梁、ガス導管、危険物施設の事故など人命救助や被害の軽減を図るため、特に応急対策が重要となる大規模事故時の対応について計画にまとめることとした。本計画においては、不測の事故等の局地的な災害が発生した場合においては、市及び防災機関は相互に協力体制をとり、災害対策本部を設置するなど、災害地周辺への拡大防止及び救援活動が的確かつ迅速に実施できるような態勢を確立することを主目的とする。

また、東京都は、大規模事故発生時、現地活動機関からの要請がある場合、又は被害の軽減を図るため、必要があると判断した場合、現地連絡調整所を設置することになっているため、市施設の提供及び現地連絡調整所への職員の派遣により、東京都と連携して連絡調整等を実施することとする。

●現地連絡調整所の組織構成

・国土交通省（緊急災害対策派遣隊「TEC-FORCE」等）	・東京都	・事故発生地区市町村
・警視庁（警察署）	・東京消防庁（消防署）	・自衛隊
・医師会等医療関係機関	・日本赤十字社	・事故当事者機関（鉄道事業者等）